

市第80号議案

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

横浜市道路附属物自動車駐車場条例（平成 8 年12月横浜市条例第 67号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「33,000円」を「33,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市道路附属物自動車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の発行に係る定期駐車券の料金について適用し、同日前の発行に係る定期駐車券の料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

道路の附属物である自動車駐車場の定期駐車券の料金について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市道路附属物自動車駐車場条例（抜粋）

$\left( \begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（名称、位置、料金の額等）

第 2 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 市長は、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行することができる。この場合における料金の額は、1 月を単位として  $\frac{33}{33}$   $\frac{,900 \text{ 円}}{,000 \text{ 円}}$  以内で規則で定める額とする。